平成２１年（フ）第５０１号
茨城県水戸市西原２丁目３番54号　シティハイムグリーンＢ棟101号
債務者　江幡　暁子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５０３号
水戸市見川３丁目554番地の４　エルディム岡崎205号
債務者　西川　譲治
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１８０号
茨城県土浦市摩利山新田297番地８
債務者　寺沼　　清
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２２０号
茨城県つくば市高崎1786番地１
債務者　原　　英明
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２２３号
茨城県つくば市榎戸807番地17　ハイツシロー202号
債務者　蛯原　律子（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２２５号
茨城県石岡市府中１丁目１番６号
債務者　杉田紀代子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２３１号
茨城県土浦市乙戸534番地８
債務者　森部　　大
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１５４号
茨城県筑西市幸町３丁目31番12号
債務者　押坂　逸子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１６７号
茨城県古河市旭町１丁目６番10号　アロンディール平澤101号、前住所福島県いわき市小名浜字上明神町35番地
債務者　箱﨑　道明
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１９５号
茨城県坂東市中里996番地13
債務者　根本　洋平（旧姓物江）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１９７号
茨城県結城市大字結城8620番地16
債務者　大澤　早苗（旧姓小嶋）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２００号
茨城県古河市東山田2944番地717
債務者　石井　基義
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２１２号
茨城県下妻市田町２丁目43番地
債務者　松林　宏美
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２１３号
茨城県結城郡八千代町大字佐野341番地
債務者　羽鳥　とし
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２１５号
茨城県古河市中田2288番地　コーポヴェルデ102号
債務者　今井　　創
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２１７号
茨城県古河市東山田1897番地20
債務者　栗山　香織
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２１８号
茨城県古河市釈迦1022番地３　サンフラワーＰａｒｔ１―201号、前住所茨城県古河市山田731番地31
債務者　吉原　雅史
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
水戸地方裁判所下妻支部